

# 「下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を制定しました

市では、平成25年3月に策定した、「健康しもつけ21プラン」に基づき、歯及び口腔に関する施策を実施しています。市民一人ひとりが、主体的に歯及び口腔の健康づくりに取り組むことにより、生涯にわたり食事や会話を楽しむことができるとともに、生活習慣病の予防にもつながり、生き生きと安心して質の高い生活を送ることができる社会を実現するため、「下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例」を制定しました。

市では、この条例に基づき、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画の策定に向けて取り組んでまいります。

## 目的

市民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康増進に寄与する。

## 基本理念

①市民が、日常生活において、歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進する。

②市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯及び口腔の保健医療サービスを受けることができる環境を整備を図る。

③保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策相互の連携を図り、総合的かつ計画的に歯及び口腔の健康づくりを推進する。

## 市の責務

歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し実施する。

## 市民等の役割

■市民の役割

正しい知識、理解を深め、自らの歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組む。

くりに積極的に取り組む。

## ■歯科医師等の役割

市の施策に協力し、関係機関等と連携を図り、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供する。

■保健、医療、福祉、教育関係者の役割

市の施策推進のため、相互に連携しながら協力する。

## ■事業者の役割

従業員に対し歯科検診を受ける機会を確保し、歯及び口腔の健康づくりの取組みを支援する。

## 基本計画

計画は、意義や目標及び施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。

## 基本的施策の推進

○乳幼児期及び学齢期におけるむし歯の予防対策等の推進

○成人期における歯周疾患の予防対策等の推進

○高齢期における口腔機能の維持及び向上策等の推進

○障がい者、介護を必要とする方、妊婦等への適切な歯及び口腔の健康づくりの推進

する方、妊婦等への適切な歯及び口腔の健康づくりの推進

○歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集、普及啓発

○その他、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策の推進

## 下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定に寄せて

一般社団法人小山歯科医師会 理事 黒田裕之

国の歯科口腔保健の推進に関する法律及び栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定を受けて、下野市においても今年度より下野市歯及び口腔の健康づくり推進条例が制定されましたことは、歯科医師会としても非常に喜ばしいことと思っております。

その責任の重さをひしひしと感じております。

歯周病と糖尿病の密接な関連性や、誤嚥性肺炎の防止には正しい摂食・嚥下と口腔内の清潔が非常に大切です。

今回条例の制定により、新たな施策も策定されることと思いますが、会員一同、今まで以上に積極的に協力し、市民の皆様の健康づくりのために活動してまいります。

よく噛むことにより脳が活性化することや、口から食物をとり栄養を摂取することにより寝たきりになることを防止できる等、口腔の健康と全身の健康との関係が密接であるといわれており、健康寿命の延長のためには我々歯科医師の役割が非常に大切であると思

また、小山歯科医師会では、毎年、市民公開講座を開催しておりますが、今年度は、条例の制定に合わせて会場を下野市にして来年の2月22日(日)に開催する予定です。市民の皆様の参加をよろしくお願いいたします。

が非常に大切であると思

また、小山歯科医師会では、毎年、市民公開講座を開催しておりますが、今年度は、条例の制定に合わせて会場を下野市にして来年の2月22日(日)に開催する予定です。市民の皆様の参加をよろしくお願いいたします。